



# 進路だより



令和8年1月16日発行

進路だより 第8号

茨城県立結城特別支援学校

進路指導グループ

## 第Ⅲ期現場実習・校内実習が始まります。

1月19日（月）から2週間、今年度最後となる第Ⅲ期現場実習・校内実習が始まります。高等部3年生にとっては、学校生活最後の実習となります。卒業後の進路決定に向けて、とても大切な実習となりますので、ぜひ体調を整えて万全の状態で臨んでほしいと思います。

高等部2年生にとっては、『自分にはどのような仕事が合っているのか』、『まだ経験したことのない作業にチャレンジしてみたい』など、まだまだ進路選択の段階となります。多くのことにチャレンジをして、時には失敗をしながら自分の強みを知る機会にしてほしいと思います。

校内実習に取り組む高等部1年生は、今回の実習をとおして働くための基礎となる力を身につけてほしいと思います。作業に直接関係してくるハーハードスキル（作業効率、作業スピード、丁寧さなど）だけでなく、作業には直接関係しないものの、間接的に仕事に影響を与えるソフトスキル（遅刻をしない、自分からあいさつをする、身だしなみを整えるなど）も、卒業後働く上でとても大切になってきます。来年度からはいよいよ校外での実習となりますので、今回の実習を有意義なものにしてほしいと思います。



仕事を行う上で必要になるスキル

ハーハードスキルとは

仕事ができる力

例) 作業スピードは速い  
作業が正確にできる  
パソコンが打てる など

仕事を行う上で必要になるスキル

ソフツスキルとは

仕事に間接的に影響を与える力

例) みだしなみ、時間を守る  
コミュニケーション、報連相  
気持ちの安定 など

進路先から求められているもの

作業能力 < 働く意欲

(ハーハードスキル)

(ソフツスキル)



## 『就労選択支援』事業説明会を開催します。

日 時 : 令和8年3月13日（金） 午前10時00分 から 11時00分

会 場 : 本校 体育館

講 師 : 一般社団法人 アイネット

就労支援サービス イマココ 所長 浅沼 真弥 様

令和7年10月から始まりました、新しい障害福祉サービスである『就労選択支援』に関して、本校の保護者を対象とした事業説明会を開催いたします。高等部卒業後に就労継続支援A型・B型等の利用希望者にとっては必須の手続きとなるなど、今後の進路選択において極めて重要な制度となります。小学部・中学部の児童・生徒に関しましても今後重要な内容となりますので、お忙しい時期かと思いますが、都合をつけていただき、ご参加いただきますようお願いいたします。なお、詳細な説明会の文書を後日配付いたします。

# 高等部卒業後のサービス利用までの手続きの流れ

卒業後に就労系のサービス（障害福祉サービス）を利用するためには、市町村への申請が必要となります。今回は、近隣の市町村の福祉課が発行しているサービスガイドをもとに、申請からサービス利用までの流れを説明します。

## ① 相談

まずは、市町村の担当窓口（福祉課）に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、市町村に申請します。

### 【よくある相談の例】

- どんなサービスがあるのか
  - どんなサービスを利用すればよいのか
  - どんな施設を利用できるのか
  - 費用はどのくらいかかるのか
  - 複数のサービスを利用できるのか
- など



## ② 申請

サービスの利用を希望する本人もしくは保護者が申請用紙に必要なことを記入して、市町村の相談窓口（福祉課）へ提出します。申請のときに必要となる書類などについては、窓口にお問い合わせください。

## ③ 調査

市町村の職員などが、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障害や生活の状況などについて調査を行います。



## ④ 審査・判定

③の聞き取り調査をもとに市町村で判定および審査会が開かれます。そこでどのくらいのサービスが必要な状態なのかが決められます。

## ⑤ サービス等利用計画案の作成依頼

相談支援事業所に、サービス利用計画案の作成を依頼します。相談支援専門員が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせて利用計画案を作成します。



市町村ごとに、それぞれ相談支援事業所があります。

①の相談 の際に、相談窓口（福祉課）でどんな相談支援事業所があるのかを問い合わせてみてください。

## ⑥ 支給決定

④の判定結果や⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、『障害福祉サービス受給者証』が交付されます。



## ⑦ サービス等利用計画の作成

相談支援事業者が、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

## ⑧ 利用契約・サービスの利用開始

卒業後にサービスを利用する事業所（福祉施設）と契約します。

障害福祉サービス受給者証を提示し、サービス等利用計画にそったサービスを利用します。